

4. 中日戦争前■後

<一般的運動状況>

1935~37年に日本内の朝鮮アナキスト運動は萎縮一路にあつた。それはただ単に朝鮮アナキスト運動に限つた現象ではなく日本の社会主義運動及び労働運動全般にわたる現象であつた。

小松隆二はその「日本アナキズム運動史」末尾に次のように書いている。

自連(全国労働組合自由連合会)解散後、無政府共産党の冒険主義を批判する

労働組合主義に立脚したアナキスト達は悪化する情勢の中でも再建の機会を断念しなかつた。しかし無政府共産党事件に伴う極めて甚しい弾圧は多くの活動家らを投獄または離脱せしめ、展望を難しめていた。この世界的な武力ファシズムの潮流のなかで、アナキストにとっての光明であるスペインでのアナキストの闘争が注目されていた。人民戦線政府に対するファシストの反乱を契機として、アナキストと労働者の輝しい闘争が始まっていたのである。スペイン内乱の勃発直後の1936年8-9月に印刷工によってアナル・サンジカリズムの旗幟を掲げた東京印刷工組合が再建された。

しかし2・26事件と日中事変によって反動化が一層激化した時期の再建結成であり、更にわずか数十名の同志的結合では組合としてのまたアナキスト団体としての活動はほとんど不可能であった。

対外的には、1937年2月に全国評議会(ボレ系)の東京出版労組(高津正道、高野実など)と全市印刷工生活擁護同盟が結成されたことが注目される程度であった。そして2年間存続した後、ほとんど全ての組合が消滅、産報組織として解消しようとした1938年に、アナキスト系最後の組合である東印も解散を余儀なくした。

〈日本無政府共産党での拳事〉

1937年中日戦争の戦線は中国本土奥深く拡大されて、国内ではファシヨ的恐怖政治が加速化したことが日本の一般的情勢であることを見れば、日本内の朝鮮労働運動もやはり例外ではなかつた。同年1月19日の朝鮮一般労働組合の解体を始めとし、同月27日には朝鮮東興労働同盟、同高田部の解体が後に続き、同月31日には黒色労働者連盟を最後にアナキ系朝鮮人団体はすべて解散した。

1938~40年の間には、弾圧は更に重さを加え、ほとんど窒息状態に至ったが、1941年に入って日帝は、朝鮮人アナキストの不敬隠謀事件「建達会」を撲滅し、日本内朝鮮人アナキストの最後の気管を引締めた。

1939年9月に朝鮮では国民総動員令が公布され、1940年2月11日に創氏制が実施された。同年5月には日独伊同盟が締結されて、ファシヨ化は遂にその極に達した。朝鮮・東亞両紙を同年8月10日廃刊させることで言論と結社の自由を完全に抹殺された。

この時期に日本内の朝鮮アナキスト運動にあつては注目すべき二の事件が起きている。その一つは日本無政府共産党への参与であり、他のひとつは朝鮮同志連の建達会事件である。

日本無政府共産党の成立に関し、小松隆二は次のように書いている。

「解放文化運動に刺激を受けながら、1933年12月初旬に二見敏雄、相沢尚夫、入江汎、植村諦、寺尾実らにより日本無政府共産党の前身、日本無政府共産主義者連盟が結成された。この時は国家独占資本主義の重圧に焦燥感ないには運動に取り組めぬ時であつただけに、その前途に対して決して平坦なものを予想することはできなかつた。

った。当初の連盟は従来のアナキズム陣営に於ての組織軽視を反省する一方で、平時にはアナキズム運動の中核となること。そのためには労働運動はもちろん思想文芸運動にも足場を作、て大衆との連絡を強化することなどを目標とした。また他方、革命時にはマルクス主義で言う過渡期のプロレタリア独裁の役割を負担しなければならないとした革命団体と同様なものを志向することを目標とした。…… (中略) ……

その後 1934年1月30日の第7回中央委員会に連盟は日本無政府共産党と改称された。く連盟という名称は我々が採用した中央集権組織に合わなかったため、より適合した名称になおして…… とする (相沢尚夫『日本無政府共産党 —————)理由であった。

34年8月20日の第14回中央執行委員会(従来の中央委員会を党に発展したので改称)に於て究極の無政府共産社会の図式に従った綱領と当面課題としての暫定テーゼが決定された。

前掲書 226ページ以下

・綱領

- ① 権力政治及び資本制の廃止
- ② 完全なる地方自治制の確立
- ③ 私有制の廃止
- ④ 生産手段及び土地の共有
- ⑤ 賃金制度の徹廃
- ⑥ 労働者、農民による生産管理
- ⑦ 教育、文化の享有
- ⑧ 人為的国境の徹廃

・暫定テーゼ

① 資本制の廃止 ② 議会の解散 ③ 18才以上の男女の選挙権獲得 ④ 言論・出版集会・結社の自由 ⑤ 一切の労働者、農民暴圧諸法令の徹廃 ⑥ 賃金低下に依らざる労働時間の短縮 ⑦ 政府資本家負担の失業保険 ⑧ 耕地の無償獲得と生産費及び飯米の困産負担 ⑨ 一切の租税の資本家地主の負担 ⑩ 資本主義教育の徹廃 ⑪ 戦争の危機に対する闘争

ここに無政府共産党は、その理想と当面の方針を樹立し、輪郭と合わせて組織の性格目標も明確に提示している。アナキズム運動史に於て、労働組合や一部の団体を除外しては、このように綿密にその綱領とテーゼを準備して明確な目的意識に基づいた思想団体は他に捜し見ることは困難である。ただ、この党がそのような方針に従って冷静に着実に前進するには、あまりにも時代が逆行し過ぎていた。彼らは、その逆流の中で耐えしのびながら待ちこたえたが、結局、その濁流に圧倒されてしまった。

無政府共産党の主張を観察すれば、綱領の①、②、③のようにアナキズムの伝統に従った

ものもあり、テーゼ(3) (選挙権獲得)のようにアナキズムが否定して来た方向も見られる。(我々はこの評価に対して小松氏と見解を別にする。すなわちアナキズムは決して宣伝を否定しない。部落や工場、コミューンでの任負は全成員の選挙によって選出されるべきではないためである。ただ資本主義的選挙制度を否定するだけである。)

そうであるは、無政府共産党はアナキズムの原理を放棄してマルクス主義に同化をしているのかと言えは、必ずしもそうではない。その根底にはやはりアナキズムの伝統が根深くかみこみこしている。秘密結社の型式で出発しているため、連盟としてその後身である党は従来のアナキズム運動を根本的に再検討する必要もあり、総て結合した中央集権組織をとりながらも、内部では自由な発言を許容している。更に中執での決定は満場一致を原則として、その決定を他団体には強制しないとする自律原則もたてていた。このように、一方で中央集権制を採択しながら、他方そのことと両立できない自由発議、満場一致原則、また自律原則のようなことを認定するというような一見内部矛盾を内包する臭にこの党の脆弱性があるという。しかし、同時にそのことがこの党がいわゆるアナキズムの自由連合、自由発意の原則と全く無関係ではないとする意味を持っていた。

更にそのような具体的運用と機能面だけでなく、党の最も大きな特徴の一つである革命論、国家論に関して革命の過渡期にあつたハゲモニー(覇権)掌握をねらつた(根本主義)のような原則に関する認識でも、この党はアナキズムの伝統と全く隔ててはなかつた。

すなわち無政府共産党は今までのアナキスト団体とは違ひ、革命が起つて成功した場合、そのことをどのように監視するのかという問題に正面から対決していた。そのことを考え、彼らはハゲモニーの掌握たとして、根本主義とした。その時、注意しなければならないのは、プロレタリア国家、独裁権力の容認を考へていたのではないという点である。むしろ、彼らが考へていたことは、プロレタリア国家の樹立をできぬよう防衛して革命コミューンを守護するところにあつた。言うならば、過渡期としてのプロレタリア独裁権力を樹立しようという企図を阻止するために、直にアナキストがハゲモニーを掌握する必要があると感じたということであつた。その限りに於ては、無政府共産党の基本姿勢は従来のアナキズムと原則的に相異なることはないと思つた。……」

1934年は世界的にファシズムの旋風が起き始めた時である。このような状況のもと、無政府共産党は合法的運動の壁につまあたつた。そこで二見敏雄は「組織行動計画書(案)」を提出した。二見案によれば、無政府共産主義運動には合法運動と非合法運動との二種類が認定されるべきではないということである。

前者には組合運動、文化運動、思想運動、資金運動などがあり、後者には宣伝運動、直接行動運動(武力運動)、資金運動などが属している。この案に対する討論にあつて、党委員長で詩人である植村諦はアナキズムの原理に比較的忠実な立場で、長期的観念をとり目的と手段との一致を強調して従来に禍根を残すことがないよう慎重な活動を主張した。これに反し、二見は将来の事より当面の事が更に緊急で重要だと主

張し、資金獲得を第一義とする非合法活動の先行を強調した。討議の結果、当初は二見の計画書が承認されたので、結局合法的組織活動と非合法的資金活動を併行しようという状態に傾いた。

このようにして、1934年9月8日の第16回中執で、アナキズムの理念を原理原則どおり忠実に実行しようという植村の反対を旨し、党中央機関とは別個で非合法活動による特務機関を設置することに決定した。

この決定に従い金を強奪しようし、郵便局と銀行を襲撃し、1935年11月10～11日から全国にまたがりアナキストと目された約400名に達する大検挙を招来した。被検者のうちには党にも事件にも何の関係もない労働者と学生が多数含まれていた。このようにして日本無政府共産党は没落のめまに落ちてしまった。

このように日本無政府共産党に関する比較的詳細な論述を試図したのは、次のようないくつかの理由による。

最初に、朝鮮人アナキスト数人がこの党に加入しているためである。おなわち、忠南・論山出身の韓国東(23才)は1934年11月3日、党員 田所茂男、梅本英三らの勧誘を受けて入党し、関西地方委員会組織責任を引受け活動し、11月下旬に日本人アナキスト志岐義晴を入党させ、志岐と入江汎(関西地方オルグ)などと共に同党関西地方委員会を結成しながら、1935年10月下旬には全党の組織拡大のため活動したが11月11日の大検挙の時、大阪で逮捕され、12月9日治安維持法違反罪で大地方検事局に送致され予審に回附された。この外にも静岡県で陣緑根、東京で李東淳、滋賀県で李寿童などが逮捕された。咸南出身陣緑根、遠江印刷同工会関係者である日本人斉藤と共に中堅幹部として党組合教育委員として選任され機関紙編集者として活動した有力なアナキストである江原道、襄陽出身、李東淳は長期間『黒色新聞』編集責任を引受けしてきたアナキスト陣営の理論分子である。このように朝鮮人アナキスト精鋭分子達が加担した。日本無政府共産党は、我らの運動とも決して無関係でなかったということが、その最初の理由である。

二番目としては、次のような理由である。終戦後我国でも、1946年4月23～24日慶南安義で朝鮮無政府主義者総連盟創立大会があり、この大会の決議に従って同年7月7日ソウルに独立労農党が創立された。歴史的背景と社会的情勢に左右されながらも、日本と韓国二国に政党運動を排撃してまたアナキズムの伝統を破ち、2つのアナキスト政党が出現したのである。アナキスト運動がどのようにして政党の形態をとらなければならなかったのか、その社会的根拠は何処にあるのか、このような問題に対する科学的根拠が要求されるためである。

三番目に私産に投げかけられる問題は、運動方法に関することである。おなわち暴力に関する問題である。運動方法としての非合法的暴力手段は許容されることなのか、許容されるならば、どんな要件のもとであるか、戦争終了前の私産のアナキスト運動は非合法

的暴力の指向または礼讃として出発した。しかし終戦後は始終平和的合法的運動として一貫している。日本無政府共産党は暴力を採用することで短命で終焉してしまつた。ここにアナキスト運動にあつての暴力問題はアナキズム自体の存亡に関する鍵が隠されていることを示唆してくれている。日本無政府共産党はアナキズムの方法論や組織論に対するひとつの重要な資料を提供しているおに私達は考ふる。

「その頃、瀕死の状態にあるアナキズム陣営に対し、1935年11月から3次にわたり農村青年社事件に対する追撃があつた。最初11月27日夜明けに長野県でアナキズム農村青年運動に参加していた農民5名が検挙された。次に同年12月25日から翌年1月にかけて東京の農村青年社員全員が検挙された。再び36年5月4日1道3府41県にわたり300余名の農青運動者が検挙された。最終的に起訴されたのは、鈴木靖之など360名であつた。このことはおそらく、組織のない農村青年社(東京)をく一定の綱領を持つた全国的非合法結社だと認定したために「信州地方暴動で日本全国を黒色革命の旋風で席卷しようとした大陰謀」(読売新聞号外、1937.1.11)を画策したとひうあけたため、アナキズム運動の完全撲滅をたくらんだものであつた。無政府共産党事件でアナキズム運動はほとんど壊滅に近い打撃を被つていたので、農村に根を下して行つていた農青運動も終息せざるを得なかつた。」

以上のようなことが農村青年社事件の筋である。1931年2月東京で農村青年運動組織的とした「農村青年社」が設立された。参加者は鈴木靖之、宮崎晃など14名であつた。3月から機関紙『農村青年』を発行した。この「農村青年社」は1932年9月におそらく鈴木靖之の独断で解散されてつた。

農青グループは組織論として「結成主義を否定し中央的組織を拒否し、自主的分散活動に徹底した農村青年運動」を提唱し方法論として「自給自足を中心とする経済的直捷行動による全村運動の実践」が提唱されて「小人数独専的暴力ではなく民衆の創造的活動」を主張した。このような立場で「農村青年社」は『農村青年』その他の小冊子を出しながら各々各地の自発的創造的運動を呼訴した。そのようにして、コミン(共同体)の樹立、コミン防衛による民衆の創造力に期待をかけてつた。

その頃日本では「底から上に」「周辺から中心に」といふ自由連合組織を批判し「
」という図式のコミン組織論が台頭してつたが、農青運動でも中央主義集合主義、結合主義を批判した。「県のことは県で」「村のことは村で」といふ自主分散が主張された。黒色連盟と自由連合の解散を要求し、「農民のなかで」「農民の内から」と主張した。

そのことは秘密とは違つたのみならず結社とも異り、むしろ結社の否定であり、公開的主張であつた。それは一定した実体がないひとつの公論であつた。そのようなことを日本の官憲は

「全国的非法結社」「大陰謀」とでっちあげたのである。何故そうであるのか、農民達の歓迎を受けているためである。日本帝国主義の資本主義的基盤を威脅しているためである。

我が国の新聞もこの事件を「日本黒色共産党陰謀暴露 350名を打尽、一道府41県にわたり全国武装蜂起 陰謀事件の全貌」といういかめしい表題のもと「長野県警察部では去る昭和10年(1935)11月27日検挙を開始した日本無政府主義共産党の取調べを進行中、前記事件と併行して長野県下を背景として全国的に黒色陰謀をして来たところの農村青年社という無政府主義秘密結社があり活発な潜行運動をしたことを探知して亜然緊張、同県警察部荒木部長、畠村特高課長以下が必死の活動を開始し全国的に検挙を始めて1道府41県にまたがって、約350名を一網打尽した。以来約17年の間をおいて全警察部が総動員し嚴重な取調べをした…(下略)」「(1937.1.12 毎日申報)と報道していた。

1933年9月1日から全寮村、金春変らは文芸誌「土民社」を創立し「土民」創刊号を発行した後、継続第7号まで、そして種々特集号を出しながら農村青年運動に同調していたが、相当発禁となった。我が国アナキスト運動では早くから1927年在中国朝鮮無政府主義者連盟に参加した泉州農民運動と在滿朝鮮無政府主義者連盟の韓族総連合会運動で農民運動の実験的経験をつんでいた。

現在はソウルにある国民文化研究所内の農村運動者協議会がこの運動を展開している。政府が強かに押し進めている「セマウル」運動も、やはりその教導的、官製的性格だけ脱皮すれば、その発想と趣旨にあつてはこの運動と共通したパターンを持っていると見ることも出来るだろう。